

【住み替えチャレンジ支援事業のご案内】

※令和6年4月1日以降に中古住宅・マンションを購入したかた

日立市に「住みたい」「住み続けたい」という子育て・若年夫婦を応援するため、市内に中古住宅・マンションを購入したかたを対象に、費用の一部を助成します。

日立市

令和8年度

マイホーム取得を応援します！

※予算に限りがありますので
お早めに申請ください。

助成額

20万円

対象となるかた

以下のすべての要件を満たしている場合に対象となります。

- ① 以下のいずれかに該当する方
 - (a)申請日又は契約日時点で、18歳未満の子等を有する世帯
 - (b)申請日又は契約日時点で、夫婦どちらかが45歳未満の若年夫婦
 - (c)住宅の取得等に係る契約日若しくは助成を申請する日において45歳未満のかた
- ② 令和6年4月1日以降に日立市内に取得に係る契約を書面で締結していること
- ③ 助成申請日までに取得する住宅〔建物〕の所有権保存(移転)登記及び住民登録が完了していること
- ④ 取得する住宅の居住部分の床面積が50㎡以上であること
- ⑤ 建築基準法等の関係法令の規定に適合した住宅であること
- ⑥ 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと
- ⑦ 同一の住宅について、住宅の取得等を目的とした他の公的制度による助成(※1)を受けていないこと

※1 他の公的制度
市の「山側住宅団地住み替え促進事業」等が該当します。
併用の可否について、詳細はお問い合わせください。

* 正当な理由なく住宅を売却等したときや、虚偽の申請があったときは、助成金の返還をしていただく場合があります。

【問合せ先】日立市 都市建設部 住政策推進課 (本庁5階 山側)
〒317-8601 日立市助川町1-1-1
電話 0294-22-3111 (内線/583) 直通 050-5528-5148
FAX 0294-21-7750
Eメール juseisaku@city.hitachi.lg.jp

詳しくは
HPをご覧ください

日立市 住み替えチャレンジ



住み替えチャレンジ支援事業 手続きの流れ

1 住宅の引渡し・登記（所有権の保存又は移転）・世帯全員の住民登録が済んでから申請してください。



2 申請（令和8年度申請期限：令和9年3月31日（水））

次の書類をそろえて、住政策推進課に提出してください。

※紙の申請書は、住政策推進課窓口でお渡ししています。または、市のHPからもダウンロードできます。

申請に必要な書類（②～④はいずれも写し）	確認事項
① 住み替えチャレンジ支援事業助成申請書（様式第1号）	
② 不動産売買契約書	<ul style="list-style-type: none"> ・売主及び買主の署名捺印、契約日（令和6年4月1日以降）が確認できること ・住宅の所在地番、延床面積、取得金額が確認できること
③ 住宅の不動産登記（所有権の保存又は移転）を確認できるもの （建物の全部事項証明書など）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者と所有権の保存（移転）の名義人が同一であること ・住宅の所在、床面積（延べ50㎡以上）、受付年月日が確認できること
④ 振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関名・支店名・種別（普通/当座）・口座番号・口座名義（フリガナ）がわかるもの （※申請者本人の口座であること）



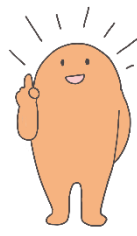
※書類を複写又は撮影する際は、文字をはっきりと、かつ紙面の全体が欠けないようにしてください。

3 助成決定通知書の受領及び助成金の受領

市は、申請内容を審査し、問題がなければ助成決定通知書を送付します。

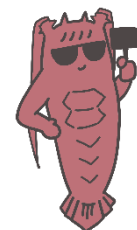
その後、指定された金融機関の口座に助成金を振り込みます。（申請から1か月程度かかります。）

③【見本】全部事項証明書



「建物」の全部事項証明書を提出してね。書類右上に「建物」と書いてあるよ。「土地」の全部事項証明書と間違えないように注意してね！

見本の真ん中「権利部」の部分で、所有権保存（移転）に助成申請者の名前が記載されていることを確認するよ！



2枚目以降のページがある場合は、全て提出してね！



電子申請をご活用ください！

電子申請とは・・・市役所の窓口にお越しいただかなくても、お持ちのスマートフォンやパソコンで申請できます。（紙の申請書は不要です）

申請に必要な②～④の書類を全てそろえ（PDF又は画像ファイルに変換してください）、右のQRコードから申請してください。

※電子申請が不可能な場合は、紙の書類を一式揃えて提出してください。

※窓口で申請される際は、②～④の書類を必ずコピーしてお越しください。

